

国民生活に密着した問題を取り扱う

家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争や、非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として、昭和24年(1949年)に創設されました。

「家庭に平和を、少年に希望を」を理念として、紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば、家庭や親族の間で起きた様々な問題が円満に解決され、非行を犯した少年が健全に更生していけるのかを第一に考え、それぞれの事案に応じた適切妥当な方法で問題の解決を図ります。

国民が利用しやすいように、各都道府県庁の所在地(北海道は札幌、函館、旭川及び釧路)に本庁が置かれているほか、主要な都市に支部が置かれています。このうち、すべての本庁と主要な支部に家庭裁判所調査官が勤務しています。



東京家庭裁判所

専門性を支える

高度な研修

最高裁判所が実施している裁判所職員採用総合試験(院卒者試験/大卒程度試験)の人間科学区分に合格し、家庭裁判所調査官補として採用されると、直ちに裁判所職員総合研修所に入所します。そして、家庭裁判所調査官養成課程において約2年間の養成研修を受け、この課程を修了した者が家庭裁判所調査官に任命されます。

行動科学や法律等の理論及び実務を中心とした研修は、世界にも比類のない充実した内容を誇っています。



研修所での演習の様子



裁判所職員総合研修所(埼玉東和光市)

家庭裁判所調査官制度に関する問い合わせ先

- 最寄りの家庭裁判所の総務課
- 最高裁判所事務総局家庭局第三課調査制度係
電話 03-3264-8111(内線■■■■)

採用試験に関する問い合わせ先

- 最寄りの家庭裁判所の人事課
(人事課の置かれていない方では総務課)
- 最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係
電話 03-3264-8111(内線■■■■)

※本リーフレットにおける事件関係者が含まれている写真は、すべて模擬を撮影したものです。

裁判所ウェブサイト●<http://www.courts.go.jp/>

裁判所ウェブサイトの「採用案内」ページには、「裁判所職員採用試験」に関する○試験の概要、○受験から採用までの流れ、○試験問題、○先輩職員からのメッセージ、○採用案内パンフレットのほか、たくさんの方々の情報を掲載しています。

(平成24年10月)

家庭の平和と
少年の健全
育成を担う

家庭裁判所と

家庭裁判所調査官

—家族・人・社会の架け橋として—



最高裁判所

Family Court Probation Officer

家庭裁判所調査官

家庭・非行問題のエキスパートとして――

社会経済情勢の変化は、家族の在り方や子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしており、近年、家庭裁判所で取り扱う問題はますます複雑かつ困難なものとなっています。

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知識や技法を活用して、家庭内の紛争の当事者やその子ども、非行を犯した少年や保護者と面接するなどして、紛争の解決や少年の立ち直りに向けた方策を検討しています。まさに家庭・非行問題のエキスパートとして活躍するのが家庭裁判所調査官です。

非行の科学的理解と少年の立ち直りのために

非行を犯した少年に対し、その立ち直りに向けた効果的で適切な処分を決めるためには、少年の性格や生い立ち、少年を取り巻く環境などを幅広く調査して、少年がなぜ非行を犯したのかを解明し、どうすれば非行から立ち直ることができるかを検討する必要があります。そのために家庭裁判所調査官は、少年や保護者などと面接し、心理検査や家庭訪問など様々な方法を活用して、調査します。調査の結果は、裁判官が審判を行う上で重要な資料となります。

また、調査の過程で、再非行防止のために、少年や保護者への指導や助言といった教育的な働きかけを行います。「試験観察」といって、一定期間、継続的に少年や保護者と面接を重ね、指導を続けながら、少年の行動や生活ぶりを観察する場合もあります。



子どもに対する面接調査

家事事件

Domestic Relations Cases



家事調停への出席

少年事件

Juvenile Delinquency Cases



少年審判への出席



少年・保護者に対する面接調査

子どもの福祉と当事者の心理的援助のために

子どもの親権や監護をめぐる争いにおいては、何よりも、子どもの福祉にかなった解決が求められます。家庭裁判所調査官は、子どもの幸せのためにどのような解決が望ましいかを、当事者や子どもとの面接、家庭訪問などによって調査し、検討します。子どもとの面接では、両親の争いのさなかに置かれている子どもの心情に配慮しながら、意見を聴きます。また、親子関係を詳しく観察するため、親子が交流する場面に立ち会うこともあります。調査の結果は、当事者にも説明し、子どもの視点に立った解決を促します。

また、当事者の気持ちが混乱し、冷静な話し合いができない場合などには、カウンセリング技法などを用いて心理的な援助を行うこともあります。

社会的評価

高い評価と大きな期待――

社会の大きな変化とうねりの中で、このような家庭裁判所調査官の職務の重要性は、ますます大きくなってきています。

高度に専門的な職務を担っている家庭裁判所調査官は、裁判所内外から高く評価されるとともに、大きな期待と関心が寄せられています。

写真のうち、1は裁判官、2は調停員、3は家庭裁判所調査官、4は裁判所書記官、5は裁判所事務官、6は当事者、7は少年、8は保護者、9は付随人を示す。



心理テストの実施



出張調査に向かう



執務室での食事の打合せ



裁判官・裁判所書記官とのケース・カンファレンス



ビデオ装置を活用したケース検討